様式第二号（第二条、第十九条の八関係） 　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （用紙Ａ４）

**（例１）完工高５００万円、元請２００万円、下請３００万円の場合**

●**経営事項審査を申請する場合**（①→②→③の順で）

①元請完成工事について、その請負代金合計額の７割を超えるところまで、請負代金の大きい順に記入する。

② ①に続けて、①以外の完成工事（元請、下請に関係なく）について、全完成工事高（元請、下請の合計）の７割を超えるところまで、請負代金の大きい順に記入するが、ここでは元請のみで、※軽微な工事が１０件を超えたので記入は終了。

③ ①②に続けて、主な未成工事について記入。

※軽微な工事とは、工事一件の請負代金の額（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）が500万円未満の工事（建築一式工事の場合は1,500万円未満又は延べ床面積が150平方メートル未満の木造住宅工事）。

工　事　経　歴　書

（建設工事の種類）　　　　　管　工事 （　税込　・　税抜　）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 注　文　者 | 元請  又は  下請  の別 | JV  の  別 | 工　事　名  免税業者以外は税抜に○ | 工事現場のある  都道府県及び  市区町村名 | 配 置 技 術 者 | | | 請 負 代 金 の 額 　　 工　　期 | | | |
|
|
|
|
|
|
|
| 氏　　名 | 主任技術者又は監理技術者  の別（該当箇所にﾚ印を記載） | |  | うち、  　 ・PC  　・法面処理  　・鋼橋上部 | 着 工 年 月 | 完成又は  完成予定年月 |
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
| 主任技術者 監理技術者 | |
|
|
|
|
|
|
|
| 香川県 | 元請け |  | 〇高校排水管工事 | 香川県高松市 | 香川一郎 | レ |  | ３００千円 | 千円 | 平成２６年　１月 | 平成２６年　２月 |
| 高松市 | 元請け |  | △給湯設備工事 | 香川県高松市  元請完工高２百万円の７割超 | 愛媛二郎 | レ |  | ３００千円 | 千円 | 平成２６年　２月 | 平成２６年　４月 |
| 丸亀市 | 元請け |  | □病院厨房設備工事 | 香川県丸亀市 | 徳島三郎 | レ |  | ２００千円 | 千円 | 平成２６年１０月 | 平成２６年１２月 |
| S | 元請け |  | S邸給水設備工事 | 徳島県鳴門市 | 高知四郎 | レ |  | １５０千円 | 千円 | 平成２６年　６月 | 平成２６年　７月 |
| Y | 元請け |  | Y邸空調設備工事 | 香川県高松市 | 石川一郎 | レ |  | １５０千円 | 千円 | 平成２６年　４月  工事進行基準の場合は  2段書きにすること。  例）  (65,000)←進行基準による額  88,000←全体の契約額 | 平成２６年　４月 |
| ㈱××土木 | 元請下請け |  | 愛媛邸浄化槽工事  「注文者」及び「工事名」の記入に関しては、個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。  香川一郎邸⇒K邸　等。  また、経営事項審査の際にどの工事がどの契約書面等となるか、ひも付けをしておくこと。 | 愛媛県松山市 | 香川一郎 | レ |  | １００千円 | 千円 | 平成２６年　４月 | 平成２６年　５月 |
| ㈲○○建設 | 元請け |  | 高知邸排水設備工事 | 香川県三豊市 | 愛媛二郎 | レ |  | ８０千円 | 千円 | 平成２６年　６月 | 平成２６年　８月 |
| ㈱△△販売 | 元請け |  | 岡山邸下水改修工事 | 香川県さぬき市 | 香川一郎 | レ |  | ７０千円 | 千円 | 平成２６年　８月 | 平成２６年１０月 |
| K | 元請け |  | K邸下水改修工事 | 香川県高松市 | 石川一郎 | レ |  | ５０千円 | 千円 | 平成２６年　２月 | 平成２６年　２月 |
| A | 元請け |  | A邸下水改修工事 | 香川県丸亀市 | 愛媛二郎 | レ |  | ５０千円 | 千円 | 平成２６年　５月 | 平成２６年　５月 |
| その他工事 |  |  | ４０件 |  |  |  |  | ３，５５０千円 | 千円 | 平成　　年　　月 | 平成　　年　　月 |
| （主な未成工事） |  |  |  | ページごとに小計、最終ページのみに合計を記入 | 徳島三郎 |  |  | 千円 |  | 平成　　年　　月  平成　　年　　月 | 平成　　年　　月 |
| ㈱＊＊組 | 下請け |  | K邸浄化槽設置工事 | 香川県坂出市 |  | レ |  | ３，０００千円 |  | 平成　　年　　月 | 平成　　年　　月 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **●経営事項審査を申請しない場合**（①→②の順）   1. 完成工事について請負代金の大きい順に記入。 2. ①に続けて、未成工事について請負代金の大きい順に記入。 | 小　　計 | ５０件 | ５，０００千円 | ０千円 | うち　元請工事 | |
| ２，０００千円 | 千円 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 合　　計 | ５０件 | ５，０００千円 | ０千円 | うち　元請工事 | |
| ２，０００千円 | 千円 |

様式第二号（第二条、第十九条の八関係） 　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （用紙Ａ４）

**（例２）完工高２００万円、元請５０万円、下請１５０万円の場合**

●**経営事項審査を申請する場合**

① 元請完成工事について、その請負代金合計額の７割を超えるところまで、請負代金の大きい順に記入。

② ①に続けて、①以外の完成工事（元請、下請に関係なく）について、全完成工事高（元請、下請の合計）の７割を超えるところまで、請負代金の大きい順に記入。その際、※軽微な工事の記載が、全完成工事高合わせて１０件に達した場合には、７割を超える必要はない。

③続けて主な未成工事について記入。

※軽微な工事とは、工事一件の請負代金の額（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）が500万円未満の工事（建築一式工事の場合は1,500万円未満又は延べ床面積が150平方メートル未満の木造住宅工事）。

工　事　経　歴　書

（建設工事の種類）　　　　　管　工事 （　税込　・　税抜　）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 注　文　者 | 元請  又は  下請  の別 | JV  の  別 | 工　事　名  免税業者以外は税抜に○ | 工事現場のある  都道府県及び  市区町村名 | 配 置 技 術 者 | | | 請 負 代 金 の 額 　　 工　　期 | | | |
|
|
|
|
|
|
|
| 氏　　名 | 主任技術者又は監理技術者  の別（該当箇所にﾚ印を記載） | |  | うち、  　 ・PC  　・法面処理  　・鋼橋上部 | 着 工 年 月 | 完成又は  完成予定年月 |
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
| 主任技術者 監理技術者 | |
|
|
|
|
|
|
|
| 香川県 | 元請 |  | ○○高校配水管工事  元請完工高５０万円の７割超まで記入する  工事 | 香川県高松市 | 香川一郎 |  | レ | １００千円 | 千円 | 平成２６年　１月 | 平成２６年　２月 |
| 高松市 | 元請  請 |  | △△給湯設備工事 | 香川県高松市 | 愛媛二郎 | レ |  | １００千円 | 千円 | 平成２６年　２月 | 平成２６年　４月 |
| 丸亀市 | 元請  請 |  | □□病院給湯設備工事  「注文者」及び「工事名」の記入に関しては、個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。  香川一郎邸⇒K邸　等。  また、経営事項審査の際にどの工事がどの契約書面等となるか、ひも付けをしておくこと。 | 香川県丸亀市 | 徳島三郎 | レ |  | １００千円 | 千円 | 平成２６年１０月 | 平成２６年１２月 |
| さぬき市 | 元請 |  | ××市空調設備工事 | 香川県さぬき市 | 高知四郎 | レ |  | ６０千円 | 千円 | 平成２６年　９月 | 平成２６年１０月 |
| 香川県 | 下請  請 |  | Y邸浄化槽設置工事 | 香川県高松市 | 香川一郎 | △ |  | ２００千円 | 千円 | 平成２６年　１月 | 平成２６年　１月 |
| ○○建設 | 下請 |  | 愛媛邸空調設備工事 | 香川県坂出市  全完成工事高２００万円の7割、１４０万円を超えなくても、軽微な工事が元請・下請の合計で１０件に達するまで記入する。 | 徳島三郎 |  | レ | ２００千円 | 千円 | 平成２６年　１月 | 平成２６年　１月 |
| △△土木 | 下請 |  | K邸排水設備工事 | 香川県東かがわし | 愛媛二郎 |  | レ | １５０千円 | 千円 | 平成２６年　１月 | 平成２６年　１月平成　年　　月 |
| □□産業 | 下請 |  | O邸下水管設置工事 | 香川県綾川町 | 香川一郎 |  | レ | １５０千円 | 千円 | 平成２６年　１月 | 平成２６年　２月 |
| ○建設 | 下請 |  | K邸便所設置工事 | 香川県高松市 | 高知四郎 |  | レ | １００千円 | 千円 | 平成２６年　１月 | 平成２６年　１月 |
| △組 | 元請 |  | K邸下水改修工事 | 香川県高松市 | 香川一郎 |  | レ | ５０千円 | 千円 | 平成２６年　２月 | 平成２６年　３月 |
| その他工事 |  |  | １０件 |  |  |  |  | ７９０千円 | 千円 | 平成　　年　　月 | 平成　　年　　月 |
| （主な未成工事） |  |  |  |  | ページごとに小計、最終ページのみに合計を記入 |  |  | 千円 |  | 平成　　年　　月  平成　　年　　月 | 平成　　年　　月 |
| ㈱＊＊組 | 下請け |  | Y邸下水改修工事 | 香川県坂出市 | 徳島三郎 |  |  | ２，０００千円 |  | 平成　　年　　月 | 平成　　年　　月 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **●経営事項審査を申請しない場合**（①→②の順）   1. 完成工事について請負代金の大きい順に記入。 2. ①に続けて、未成工事について請負代金の大きい順に記入。 | 小　　計 | ２０件 | ２，０００千円 | ０千円 | うち　元請工事 | |
| ５００千円 | 千円 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 合　　計 | ２０件 | ２，０００千円 | ０千円 | うち　元請工事 | |
| ５００千円 | 千円 |

記載要領

１　この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。

２　「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。

３　この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。

記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。

（１）経営規模等評価の申請を行う者の場合

　　　①　元請工事（発注者から直接請け負つた建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね７割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第１条の２第１項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。

　　　②　それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負つた建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね７割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第１条の２第１項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。

　　　③　さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

（２）経営規模等評価の申請を行わない者の場合

　　　　主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

４　下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。

５　「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。

６　「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。

７　「ＪＶの別」の欄は、共同企業体（ＪＶ）として行つた工事について「ＪＶ」と記載すること。

８　「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第１項又は第２項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。

９　「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。

10　「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）

　欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （一） | （二） | （三） |  |
| 土木一式工事 | プレストレストコンクリート構造物工事 | ＰＣ |
| とび・土工・コンクリート工事 | 法面処理工事 | 法面処理 |
| 鋼構造物工事 | 鋼橋上部工事 | 鋼橋上部 |

11　「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「ＰＣ」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

12　「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「ＰＣ」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。